

# 訴 状

2021(令和3)年 1月22日

札幌地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 佐 藤 哲 之

弁護士 佐 藤 博 文

弁護士 小 野 寺 信 勝

弁護士 市 川 大 輔

弁護士 今 橋 直

弁護士 齋 藤 耕

弁護士 竹 信 航 介

弁護士 成 田 悠 葵

弁護士 渡 辺 達 生

弁護士 大 和 田 貴 史

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

個人情報不開示処分取消請求事件

訴訟物の価格 金160万000円

貼用印紙額 金1万300円

予納送達費用 金400円

請求の趣旨

- 1 被告が、原告に対し、令和2年12月15日付けで行った別紙1「5」に対する個人情報不開示処分を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決を求める。

請求の原因

第1 原告の個人情報開示請求と被告の不開示処分

- 1 原告は、2020（令和2）年9月18日、被告に対して、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という）第13条第1項の規定に基づき、別紙1に記載した5項目の開示請求を行い、同日に受付された（甲1）。
- 2 しかるに、被告は、同年12月15日付け個人情報不開示決定通知書

をもって、別紙1の5項目のうち、「5」について、下記の理由で不開示処分とした（甲2。以下「本件不開示決定」という。）

### 記

（開示請求5について）特定した保有個人情報は、総長選考会議に設置された調査委員会において、非公開を前提とした事実確認によるものであることから、公にすることにより、率直な意見の表明を控える等、事実確認への協力を得ることが困難になり、本学の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること、また、開示請求者以外の個人に係る情報であり、公にすることにより、個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあること、以上から法第14条第5号柱書き（事務事業等情報）及び同条第2号（個人情報）に該当することから、不開示と決定しました。

## 第2 本件処分の違法性

被告が挙げる不開示事由は、本件請求文書には当てはまらない。その理由は以下の通りである。なお、関係条文を別紙2で添付した。

### 1 不開示部分とその理由が特定されていないこと

(1) 情報開示請求がなされた場合、実施機関は、請求された文書を特定するとともに、一部不開示とする場合にはその部分の特定と概要、不開示とした理由（法令根拠）を示す必要がある。そうでなければ、請求者が不開示に対して異議申し立てすることができないし、判断機関（審査会や裁判所）も判断できない。この点で、参考までに、帯広市情報審査会に係る文書を提出する（甲3）。

(2) しかるに被告は、法第14条2号の個人識別情報と法第14条5号

柱書きの事務事業等情報の条文を挙げるのみであり、どの文書に如何なる不開示事由（根拠条文も）があるのか対応関係を明らかにしていない。さらには、1つの文書の中でも開示可能な部分と非開示部分があるのが普通だが、その区別と対応する不開示事由の明示もない。

このように、開示請求に対し、不開示文書あるいは不開示部分との理由を特定しない決定は、そもそも適法要件を欠くものである。

## 2 原告に閲覧することを認める判断をした経緯があること

- (1) 別紙1の「5」添付の一覧表は、被告が当時の原告代理人の開示要求に対して、文書の特定と開示の程度・方法を示したもので、もともと被告作成資料である。

「閲覧」欄の○は閲覧させる、×は閲覧させない、「謄写」欄の○は謄写を認める、×は認めないとするものである。「閲覧」の方法について、被告は、筆記及びパソコンによる打ち込みに制限し、コピーや写真撮影を認めず、録音データの複製も認めなかった。さらに、「取得した情報を第三者に開示いたしません」等の誓約書の提出を条件とした。

かかる閲覧、謄写の条件をめぐり、被告と当時の原告代理人との間で厳しいやりとりとなった。最終的に、原告は被告の条件を受け入れることができず（従って「閲覧」できず）、原告代理人だけが誓約書を提出して（異常な対応だが、被告の弁明期日が迫っており止むをえず）、「閲覧」を行なった。

- (2) 以上より、「閲覧」欄に○が記載された文書は、不当な条件を課してはいたが、当時の被告が「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす」ものではないとして、原告本人への閲覧を認める判断をしたものである。しかるに、本件決定は、これらも含めて全てを不開示とする

ものであり、本件における被告の不開示理由は、全く矛盾している。

### 3 法第14条2号の事由（個人識別情報）の非該当性

(1) 個人情報を保護する目的は、法人における個人情報の適正な取扱いを確保し、個人の権利利益を保護することにある。かかる「個人の権利利益」には、開示請求者が自らに関わる情報の存否や内容を知ることにより、訂正、削除を求めたり、自己の権利行使のために利用することなどが含まれる。

これに対して、法が法人文書に記載されている個人識別情報を非開示としたのは、他方で、開示請求者以外のプライバシーをはじめとする権利利益を保護する必要があるからである。

(2) しかし、法は、開示請求者以外の個人識別情報の不開示が行き過ぎないように（「情報非開示法」になりかねない）、「氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」として、不開示部分を必要最小限度に止めるよう命じている（第15条2項）。

さらに、仮に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するために特に必要がある場合には、当該保有個人情報を開示することができるとしている（第16条）。

しかるに、本件決定において被告が挙げる不開示事由は法第14条2号のみであり、法第15条2項による部分開示、法第16条による裁量的開示の検討がされておらず、不開示理由として失当である。

しかも、前記1で述べたように、そもそも不開示の対象文書や不開

示箇所の特定すらしておらず、前提からして失当というほかない。

#### 4 法第14条5号柱書き（事務事業等情報）の非該当性

- (1) 本号は、独立行政法人等が行う事務又は事業に関する情報で、開示することにより、「イヘトに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」について、不開示情報とするものである。

ここで言う「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務または事業の内在的性格に照らして保護する必要がある場合のみ不開示にすることができる趣旨である。

「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、行政機関の長の広範な裁量を認める趣旨ではなく、事務または事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、開示することの必要性等の種々の利益を衡量した上で、事務または事業の適正な遂行への支障といえるものが認められなければならない。名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が必要である（別冊法学セミナー新基本法コメントール「情報公開法・個人情報保護法・公文書管理法」390頁）。そして、この主張立証責任は実施機関である被告にある。

- (2) しかし、前記2で述べたように、本件の対象文書は、被告により「閲覧」を認める判断がされたものが大多数である。また、本件文書の中には、被告が「閲覧」すら認めなかつた文書もあるが、本件決定ではそれとの区別もされていない。

法は、「不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」として、不開示

部分を必要最小限度に止めるよう命じている（第15条1項）。さらに、仮に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するために特に必要がある場合には、当該保有個人情報を開示することができるとしている（第16条）。

しかるに、被告が挙げる不開示事由は法第14条5号のみであり、法第15条1項による部分開示、法第16条による裁量的開示の検討がなされていない。しかも、前記1のとおり、そもそも不開示の対象文書や不開示箇所の特定がされておらず、前提からして失当というほかない。

### 第3 本訴訟提起の事情

1 原告は、2017年4月から被告の総長の職にあったが、2019年6月21日、被告の総長選考会議において総長解任申出が決議され、同年7月10日に文部科学大臣に解任の申し出がなされた。

これに対して、文部科学大臣は、2020年6月26日、同月30日付で原告を解任した。

2 ところが、原告に対する解任理由が変遷している。

総長選考会議が設置した調査委員会は、34の非違行為（日常的なハラスメント行為23、対外的信用失墜行為2、研究者としての問題行3、その他総長としての資質を疑われる行為6）があった旨報告した。

これに対して、総長選考会議の解任申出の決議では、30件の非違行為を認定したが、「総長として適切と言える行動であったか」について判断したとされ、ハラスメント行為を認定していない。

一方、解任した文部科学大臣は、28件を認定し、その内容は、ハラスメント18件、信用失墜行為2件、大学代表者及び研究者としての問題行為3件、その他資質を疑われる行為5件とされた。

3 以上の経緯の中で、総長選考会議が設置した調査委員会が収集・作成

した資料が、最も基本的で重要な資料であることは明らかである。従つて、当事者である原告がこれにアクセスし、反論、反証する権利が保障されるべきことは当然である。

#### 4 関連する訴訟

- (1) 原告は、令和2年12月10日、個人情報不開示処分取消請求訴訟を提起した（札幌地方裁判所（行ウ）第35号）。
- (2) 原告は、令和2年12月10日、総長解任処分取消等請求訴訟を提起した（札幌地方裁判所（行ウ）第36号）。

#### 第4 出訴期間（6か月）

2020（令和2）年12月15日付けの本件不開示決定通知書（甲2）が、同月16日に、原告に到達した。

#### 第5 結論

以上より、請求の趣旨記載のとおりの判決を求めるものである。

### 立 証 方 法

#### 1 書証

別紙「証拠説明書」記載のとおり

#### 2 その他

必要に応じて提出する。

## 添付書類

1	訴訟委任状	1通
1	資格証明	1通
1	訴状副本	1通
1	甲第1乃至3号証写し	各1通

## 当事者目録

〒 [REDACTED]

[REDACTED]  
原告名和豊春

〒060-0042

札幌市中央区大通西12丁目

北海道合同法律事務所（送達先）

TEL 011-231-1888 FAX 011-231-1785

原告訴訟代理人 弁護士 小野寺信勝（連絡担当）

同 弁護士 佐藤哲之

同 弁護士 佐藤博文

同 弁護士 渡辺達生

同 弁護士 大和田貴史

〒001-0040

札幌市北区北40条西5丁目5番20号 石橋ビル2階

札幌北部法律事務所

TEL 011-768-8411 FAX 011-768-8916

原告訴訟代理人 弁護士 今橋直

〒060-0042

札幌市中央区大通西13丁目4番地 北晴大通ビル2階

公園通り法律事務所

TEL 011-222-2922 FAX 011-222-2933

原告訴訟代理人 弁護士 市川大輔

〒060-0061

札幌市中央区南1条西12丁目4-188

ドエル・ラクーン大通公園701号

さいとう耕法律事務所

TEL 011-208-2266 FAX 011-208-2277

原告訴訟代理人 弁護士 齋藤耕

〒060-0061

札幌市中央区南1条西13丁目 プラザビル5階

札幌アカシヤ法律事務所

TEL 011-210-0401 FAX 011-210-0402

原告訴訟代理人 弁護士 竹信航介

〒060-0061

札幌市中央区南1条西10丁目 タイムズビル8階

札幌協和法律事務所

TEL 011-281-0868 FAX 011-281-0897

原告訴訟代理人 弁護士 成田悠葵

〒060-0808

北海道札幌市北区北8条西5丁目

被告兼処分行政庁 国立大学法人北海道大学

上記代表者 学長 審金清博

別紙1

開示を請求する保有個人情報

北海道大学総長在職中の名和豊春に関わる以下の情報の一切。

- 1 平成29年4月から平成31年3月まで、相談室（国立大学法北海道大学ハラスメント防止規定第8条）において相談受付や事実調査を行なったことがあるか否か、対策室（同規定第6条）において相談室からの要請に基づいて事実の調査やハラスメントの認定を行なったことがあるか否か、以上についてある場合にはその内容を記録した文書。
- 2 平成29年4月から平成31年3月まで、国立大学法北海道大学における公益通報の処理及び公益通報者の保護に関する規程に基づいて、被通報者とされた通報があるか否か。ある場合にはその内容を記録した文書。
- 3 平成29年4月から平成31年3月まで、国立大学法北海道大学における研究活動上の不正行為に関する規程に基づいて、不正行為が行なわれたとして告発窓口に告発されたことがあるか否か。ある場合にはその内容を記録した文書。
- 4 平成29年4月から平成31年3月までの国立大学法北海道大学の監査において、不正行為及び法令等に違反する事実がある、あるいはその疑いがあるとして、書面監査ないし実地監査あるいは適宜の方法によって監査したことがあるか否か。ある場合にはその内容を記録した文書。
- 5 総長選考会議が設置した調査委員会が、名和豊春の非違行為に係わって収集・作成した、別紙一覧表に示す調査報告書添付書類。

## 別紙

## 一覧表

## I ヒアリング記録

番号	書類名	閲覧	謄写
1	本人履歴	○	×
	ヒアリング反訳書	○	×
	薬の処方箋(本人分)及び薬のしおり	○	×
	備忘録	×	×
2	業者との連絡について	○	×
	本人履歴	○	×
	ヒアリング反訳書	○	×
	研究大学促進事業中間評価ヒアリング(H20.9.8文字起こし)	○	○
3	本人履歴	○	×
	ヒアリング反訳書	×	×
	本人レジュメ	×	×
	会計業務マニュアル(抜粋)	○	○
	公務出張により使用したマイページの活用について(H21.12.22事務局長通知)	○	○
	総長日程表(H20.11.10～11.11)	○	○
4	総長日程表(H30.12.6)	○	○
	本人履歴	○	×
	ヒアリング反訳書	○	×
	世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI) レジュー ル採択状況(プレス発表)	○	○
5	総長からの指示内容について	○	○
	本人履歴	○	×
	ヒアリング反訳書	○	×
	手帳メモ1	○	×
	手帳メモ2	○	×
	録音データ画面コピー	○	×
	2018.5.30車中(WPI関連)反訳	○	×
	2018.6.8車中(レーー)反訳	○	×
	30.10.2名和総長対応メモ	○	×
	2018.10.5総長室(今までお世話になりました)	○	×
6	30.10.5名和総長対応メモ	○	×
	超過勤務時間数実績一覧	○	○
	平成28年度～30年度時間外労働実績一覧(政策調整室分(管理職除く))	○	×
7	本人履歴	○	×
	ヒアリング反訳書	○	×
	本人レジュメ	○	×
8	本人履歴	×	×
	ヒアリング反訳書	×	×
	本人レジュメ	×	×
	望まれる総長像(H27.3.10総長選考会議)	○	○
9	国立大学法人北海道大学総長業績評価評価書	○	○
	本人履歴	○	×
	ヒアリング反訳書	○	×
10	本人履歴	○	×
	ヒアリング反訳書	○	×
	本人レジュメ	○	×
	2017.5.12メール	○	×
	2017.4/25,4/26,4/27,4/28,5/3(イスラエル大使館とのメール)	○	○
	H20.5.12総長からの書簡	○	○

11	本人履歴 ヒアリング反訳書	x	x
12	本人履歴 ヒアリング反訳書	○	x
13	本人履歴 ヒアリング反訳書 2017.10.25メール	○	x
14	本人履歴 ヒアリング反訳書 2017.10.22出張工程表	x	x
15	本人履歴 ヒアリング反訳書 開設料回収資式について(関連資料)	○	○
16	本人履歴 ヒアリング反訳書 会計実務マニュアル(振替) 会務出張により使用したマイページの活用について(H21.12.22事務局長通知)	x	x
17	本人履歴 ヒアリング反訳書	x	x
18	本人履歴 ヒアリング反訳書 国際会場運営組織図(30.9.1機関見直後)	○	x
19	本人履歴 ヒアリング反訳書 「ロボットと倫理」(慶應女子大学講演実録)にかかる経緯 結果からの指示内容について(H30.9.20講演実録) 上記問題メール スライドデータ(1)(H30.9.10) スライドデータ(2)(H30.9.13) スライドデータ(3)(H30.9.14) スライドデータ(4)(H30.9.28) スライドデータ(5)(H30.9.29)解説当日	○	x
20	本人履歴 ヒアリング反訳書 本人レジュメ	○	x
21	本人履歴 ヒアリング反訳書 30.3.15 特任教授に対するもの ONちゃんとキャンパスライフ(進級判定について) 学術コンサルティング(HP上部)	○	x
22	本人履歴 ヒアリング反訳書 北大フロンティア基金(副長政策活動口座)の開設に伴う取扱について(29.12.2) 結果フロンティア基金の開設	○	x
23	本人履歴 ヒアリング反訳書 政策課取扱方針(H29.10.1現在)	○	x
24	本人履歴 ヒアリング反訳書	○	x
25	本人履歴 ヒアリング反訳書	x	x
26	本人履歴 ヒアリング反訳書 寄付に関する関係書類 新聞取材について 入事についてのメール	○	x

27	本人履歴	○	×
	ヒアリング反証書	○	×
	本人レジュメ	○	×
	絶対打合せメモ(経営改革促進事業)	○	○
28	本人履歴	○	×
	ヒアリング反証書	×	×
	2018.10.2機密画面	×	×
29	本人履歴	○	×
	ヒアリング反証書	○	×
30	本人履歴	○	×
	ヒアリング反証書	○	×
	各部局長が保有する寄付金の移管について	○	○
	北大フロンティア基金(総長政策活動口座)の開設に伴う取扱について(29.12.2)	○	○
31	本人履歴	○	○
	ヒアリング反証書	○	×
	北大フロンティア基金(HP上り)	○	○
	北大フロンティア基金関係書類(見本等)	○	○
32	本人履歴	○	×
	ヒアリング反証書	○	×
	人間ドック結果	○	×
	黒倒案件(2017.4.27)	○	×
	2017.4/26.4/28.4/27.4/28.5/3(スイス大使館とのメール)	○	○
	H29.5.12黒豆からの連絡	○	○
	30.1.25 代理(当時)に対するもの	○	×
	第23回役員会(30.3.2)メモ起こし	○	×
	2018.7.6メール,7.8メール	○	×
	30.7.23総長コメント(総長からの呼び出し)	○	×
33	本人履歴	○	×
	ヒアリング反証書	○	×
	10度の旅費比較	○	○
	29.12.14 部長(当時)に対するもの	○	×
	北大フロンティア基金(総長政策活動口座)の開設に伴う取扱について(29.12.2)	○	○
34	本人履歴	○	×
	ヒアリング反証書	○	×

II. 來來資料

番号	資料名	閲覧	複写
0	研究部会組織図 政策調整室座席表	○	○
1	H29.6.30 事案	○	×
	H29.6.30総長スケジュール、42回開む会式次第、座席表	○	○
2	研究大学促進事業中間評価ヒアリング(H29.9.8文字起二レ)	○	○
3	H29.10.26文科省に赴いた総長からの怒りの電話事案 上記に附する資料	○	×
4	H29.11.30総長就任事案	○	×
	上記に附する資料	○	○
5	30.1.25 代理(当時)に対するもの 上記に附する資料	○	×
6	植物工場関連事旨(30.1.25政策調整室) 植物工場関連資料	○	○
7	2018.5.30集中(WPI関連)反訛 2018.5.30WPI二次審査申請書の件	○	×
8	震倒事件(2017.4.27) 上記に附する資料	○	×
9	2017.10.22出張工程表 2017.10.25メール VIPサービスリクエスト	×	×
	航空会社への贈呈・回答文、名刺、お菓子領収書	○	×
10	久野公選延命書 終了日程 航空会社への贈呈・回答文	○	○
11	H29.12.14総長からの指摘(入札) 日程・官報・入札説明書、学内通知	○	×
12	寄付金のフロンティア基金への移管(担当メモ) 北大フロンティア基金(総長政策活動口座)の開設に伴う取扱について(29.12.2) 総長フロンティア基金の開設 北大フロンティア基金(総長政策活動口座)改支第2019.1.10現在	○	○
13	H30.6.29二木スピリチュアルケア学会科学者の行動規範ハンドブックほか	○	○
14	投票規倫理規程 利害関係事業者との適否判断理由 認可外事業による賄済等一覧 業者との会食一覧	○	×
15	総長室テーブルほか机/備品	○	○
16	発注ルール違反者リスト	○	○
17	会計業務マニュアル(抜粋)	○	○
	公務出張により使用したマイページの活用について(H21.12.22事務局長通知)	○	○

### III録音

#### a)録音データ

番号	データ名	聴取	複製
1	29.12.14 部長(当時)に対するもの	○	×
2	30.1.25 代理(当時)に対するもの	○	×
3	30.1.25 部長(当時)に対するもの	○	×
4	30.3.15 特任教授に対するもの	○	×
5	30.3.20第23回役員会	○	×
6	30.5.30 代理に対するもの	○	×
7	30.7.2 室長に対するもの	○	×
8	30.7.2 室長らに対するもの	○	×

#### b)録音反訳書

番号	書類名	閲覧	謄写
	29.12.14 部長(当時)に対するもの	○	×
	30.1.25 代理(当時)に対するもの	○	×
	30.1.25 部長(当時)に対するもの	○	×
	30.3.15 特任教授に対するもの	○	×
	30.3.20第23回役員会	○	×
	30.5.30 代理に対するもの	○	×
	30.7.2 室長に対するもの	○	×
	30.7.2 室長らに対するもの	○	×

## 別紙2

### 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

#### (関連条文の抜粋)

##### (保有個人情報の開示義務)

**第14条** 独立行政法人等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- 一 開示請求者（第12条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第23条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- 二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
  - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
  - ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- 三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む

個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

- イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- ロ 独立行政法人等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間ににおける審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

二 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、企業経営上の正当な利益を害するおそれ

#### (部分開示)

第15条 独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生

年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

**第16条** 独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

**第17条** 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、独立行政法人等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。